

## バーゼル に関する Q & A

(平成 18 年 3 月 31 日公表、同年 7 月 28 日追加、平成 19 年 3 月 23 日追加、  
同年 5 月 9 日追加、同年 9 月 28 日修正)

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、銀行法第 14 条の 2 に基づく告示の条文番号となっています。

### 【附則】

<旧告示におけるオペレーショナル・リスクの取扱い>

【関連条項】附則第 11 条等

附則第 11 条 - Q1 事業の全部または一部について、旧告示により自己資本比率を計算している金融機関は、新告示に基づいてオペレーショナル・リスク相当額を算出する必要がありますか。

(A)

第 146 条および附則第 11 条に基づき、事業の全部または一部について旧告示により自己資本比率を計算している金融機関は、当該部分について、新告示に基づきオペレーショナル・リスク相当額を算出して自己資本比率を計算する必要はありません。

<証券化エクスポージャーに関する経過措置>

【関連条項】附則第 15 条

附則第 15 条 - Q1 証券化エクスポージャーに関する経過措置は、標準的手法を採用する金融機関が「平成 18 年 3 月 31 日において保有する証券化エクスポージャー」について、「当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り」適用されますが、再証券化等によって保有する持分に変化が生じた場合でも、引続き当該経過措置の適用を受けることは可能ですか。

(A)

附則第 15 条において規定される証券化エクスポージャーに関する経過措置は、証券化エクスポージャーに対するリスク管理の精緻化・高度化を図りつつも、我が国における証券化取引実務に過度な負担とならないよう配慮する見地から、証券化取引実務への激変緩和措置として設けられたものです(詳細は、平成 18 年 2 月 23 日公表 別紙 6<証券化>項番 1 を参照)。従って、証券化取引を積極的に行ってきた金融機関においては、当該経過措置の

適用される期間中に、保有する証券化エクスポージャーについて再証券化や外部格付の取得、データの整備等のリスク管理の高度化に取組み、必要に応じリスクを第三者に移転するよう努めることが期待されます。

このような当該経過措置の趣旨に鑑みますと、再証券化によって一定程度の信用補完率の圧縮が可能となる等のリスクを第三者に移転する試みは、経済実態上、平成 18 年 3 月 31 日において保有していた証券化エクスポージャーのリスクの一部を移転したに過ぎないことから、引続き附則第 15 条の適用を受けることは可能と考えられます。なお、経済実態上の変化がない証券化エクスポージャーの変化（例えば、ターボ償還条項の発動により持分が増加する場合等）に対する当該経過措置の適用の可否は、個々の状況を踏まえ検討を行うこととしますが、一般的には、平成 18 年 3 月 31 日に保有していた証券化エクスポージャーと比較して新たなリスクを引き受けているか否かによって判断することになると考えられます。

< 証券化エクスポージャーに関する経過措置の算出例 >

【関連条項】附則第 15 条

附則第 15 条 - Q2 証券化エクスポージャーに関する経過措置は、金融機関がオリジネーター及び投資家の何れの場合においても適用されますか。（平成 18 年 7 月 28 日追加、平成 19 年 5 月 9 日修正）

(A)

附則第 15 条において規定される証券化エクスポージャーに関する経過措置は、証券化エクスポージャーに対するリスク管理の精緻化・高度化を図りつつも、我が国における証券化取引実務への激変緩和措置として設けられたものです。従って、当該経過措置は、標準的手法を採用する金融機関がオリジネーター及び投資家の何れの場合においても適用されます。もっとも、附則第 15 条において「第 249 条の規定にかかわらず」と規定されているように、基本的項目からの控除の対象となる「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」及び第 247 条第 1 項第 2 号に規定される「信用補完機能を持つ I/O ストリップス」については、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額に対する上限を設定する際の対象からは除外されます。また、保有する証券化エクスポージャーのリスクの度合いに応じ上限を変化させるとともに、劣後部分の保有度合いを上限に反映することを目的として、信用リスク・アセットの額に対する上限の設定に際し、保有する証券化エクスポージャーの信用リスクの度合いを表す下記の掛目（劣後比率）を、原資産のエクスポージャーの額に乗じることを可能とします。

「劣後比率」 = 「保有する証券化エクスポージャーの額」 ÷ （「保有する証券化エクスポージャーの額」 + 「保有する証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの総額」）

なお、当該金融機関が保有する証券化エクスポージャーと同順位の証券化エクスポージャーが存在する場合は、「保有する証券化エクスポージャーの額」に同順位の証券化エクスポージャーの額を含めることとなります。また、その際には、上記の算式で導出された比率に、当該金融機関が保有する証券化エクスポージャーの額の同順位の証券化エクスポージャーの占める割合を乗じた比率が、原資産のエクスポージャーの額に乘じる「劣後比率」となります。

標準的手法を採用する金融機関が、オリジネーター及び投資家それぞれの場合の具体的な信用リスク・アセットの計算方法については、以下の事例を御参照下さい。

< 金融機関がオリジネーターの場合 >

オリジネーターである金融機関 X が、簿価 65,000 の貸出債権（住宅ローン）を以下のトランシェに分けて証券化し、金融機関 X はクラス C 受益権（無格付）のみを継続保有する場合について考えますと（法人税等の効果は、単純化のため考慮しません。）

受益持分	帰属元本額	公正価額
クラス A 受益権（最優先受益権）	50,000	50,000
クラス B 受益権（優先受益権）	4,000	4,000
クラス C 受益権（劣後受益権）	11,000	12,000
合計	65,000	66,000

売却部分と留保部分に簿価を配分するための計算は以下の通りとなります。

受益持分	公正価値構成比	簿価配分額
クラス A 受益権（最優先受益権）	75.76 %	49,242
クラス B 受益権（優先受益権）	6.06 %	3,939
クラス C 受益権（劣後受益権）	18.18 %	11,818
合計	100 %	65,000

この場合、売却益は売却収入（クラス A 受益権の公正価値額 50,000 + クラス B 受益権の公正価値額 4,000） - 取引関連費用（例えば 500） - 売却原価（53,181） = 319 となり、「証券化取引に伴い増加した自己資本の額」として 319 が基本的項目から全額控除する扱いとなります。また、第 247 条の規定に基づき、保有する劣後受益権より「証券化取引に伴い増加した自己資本の額」（ = 319 ）を控除した 11,499（ = 11,818 - 319 ）は、「証券化エクスポージャーの控除項目」として自己資本から控除することとなります（注）。

こうした中、附則第 15 条に基づき、証券化エクスポージャーに関する経過措置を適用する場合、金融機関 X が証券化を行わず、65,000 の住宅ローンを保有していた場合の信用リスク・アセットの額は、新告示においては 22,750（ = 65,000 × リスク・ウェイト 35% ）旧告示においては 32,500（ = 65,000 × リスク・ウェイト 50% ）となることから、32,500 をクラス C 受益権に対する信用リスク・アセットの額とすることができます（上記で規定される劣後比率は 100%（ = 11,000 ÷（ 11,000 + 0 ） ）となり、上限に影響を与えません）。

従って、金融機関 X は、「証券化取引に伴い増加した自己資本の額」である 319 を基本的項目から控除した上で、32,500 を信用リスク・アセットの額として計上することとなります。

< 金融機関が投資家の場合 >

オリジネーターである金融機関 X が、簿価 65,000 の貸出債権（住宅ローン）を以下のトランシェに分けて証券化し、金融機関 Y がクラス B 受益権（無格付）の半分（= 2,000）を購入した場合について考えます。（法人税及び信用補完機能を持つ I/O ストリップスについては、単純化のため考慮していません。）

受益持分	帰属元本額	公正価額
クラス A 受益権（最優先受益権）	50,000	50,000
クラス B 受益権（優先受益権）	4,000	4,000
クラス C 受益権（劣後受益権）	11,000	12,000
合計	65,000	66,000

この場合、金融機関 Y が保有しているクラス B 受益権は、無格付のため、第 249 条第 1 項の規定により「自己資本控除」の扱いとなり、「証券化エクスポージャーの控除項目」として、自己資本から控除することとなります（注）。

こうした中、附則第 15 条に基づき、証券化エクスポージャーに関する経過措置を適用する場合、原資産である 65,000 の住宅ローンの信用リスク・アセットの額は、新告示においては 22,750（= 65,000 × リスク・ウェイト 35%）、旧告示においては 32,500（= 65,000 × リスク・ウェイト 50%）となります。これらを、金融機関 Y が保有するクラス B 受益権（= 2,000）の上限として用いることは、証券化取引実務への「激変緩和措置」という当該経過措置の趣旨に反するほか、優先劣後構造という証券化のリスク特性を適切に反映しないことになるため、上記で規定される劣後比率 13.3%（= 4,000 ÷ (4,000 + 11,000) × (2,000 ÷ 4,000)）を原資産のエクスポージャーの額に適用することを可能とし、新告示においては 3,033.3（= 8,666.7 × リスク・ウェイト 35%）、旧告示においては 4,333.3（= 8,666.7 × リスク・ウェイト 50%）を附則第 15 条における原資産の信用リスク・アセットの額とします。

従って、金融機関 Y は、4,333.3 を信用リスク・アセットの額として計上することとなります。

（注）「証券化エクスポージャーの控除項目」については、今後、国際的な議論を踏まえ、その 50%を基本的項目から、残りの 50%を補完的項目から控除する取扱いとする可能性があり、引き続き検討しています。

<証券化エクスポージャーに関する経過措置>

【関連条項】附則第 15 条

附則第 15 条 - Q3 証券化エクスポージャーに関する経過措置において、当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の上限を算出する際に用いる原資産の額は、証券化取組み時点の額で良いですか。(平成 19 年 3 月 23 日追加)

(A)

証券化エクスポージャーに関する経過措置においては、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることが可能です。その際、原資産の額及び附則第 15 条-Q2 に規定される「劣後比率」については、自己資本比率を算出する時点のものを基本的に想定しています。もっとも、実務上の困難がある場合には、当該エクスポージャーについて一貫性をもって利用することを前提に、証券化を取組んだ時点の原資産の額及び「劣後比率」を、用いることも可能とします。

<証券化エクスポージャーの経過措置>

【関連条項】附則 15 条

附則第 15 条 - Q4 複数の金融機関等が共同で自らの債権を裏付けとした資産担保証券を組成した場合に経過措置を適用するときは、原資産の信用リスク・アセットの額は原資産に含まれる自行債権の信用リスク・アセットの額として良いですか。(平成 19 年 5 月 9 日追加)

(A)

中小企業金融公庫の買取型証券化案件のように、複数の金融機関等（以下、オリジネーター金融機関等）が共同で自らの債権を裏付けとした資産担保証券を組成した場合で、附則第 15 条に基づき証券化エクスポージャーに関する経過措置を適用するときは、オリジネーターである標準的手法を採用する金融機関が保有する証券化エクスポージャーが他のオリジネーター金融機関等が譲渡した原資産のリスクを一切引き受けないかたちになっている限りにおいて、当該金融機関が保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の上限を、当該金融機関が譲渡した原資産の信用リスク・アセットの額（旧告示を適用した場合と新告示を適用した場合の大きい方）とすることが可能です。なお、金融機関が投資家の場合は、当該金融機関は、案件全体に投資していることから、案件全体の原資産の信用リスク・アセットの額（旧告示を適用した場合と新告示を適用した場合の大きい方）を、自らが保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の上限とすることが可能となります。

以 上